様式コード
2223

企業年金基金　育児休業等終了時 給与月額変更届

決裁欄		

受付年月日

基金の事業所番号を記入してください。企業年金基金番号は、未記入で構いません。

企業年金基金番号		事業所番号	012345

提出者記入欄

事業所整理記号	T2KD	事業所記号	5678
事業所所在地	〒103-0024　東京都中央区日本橋小舟町〇ー〇		
事業所名称	東京薬業株式会社		
事業主氏名	東京　一郎		
電話番号	〇〇ー〇〇〇〇ー〇〇〇〇		

令和　1　年　7　月　5　日提出

社会保険労務士の提出代行者印

東薬社労士事務所

申出者署名欄

育児休業等を終了した際の標準給与月額の改定について申出します。
(健康保険法施行規則第38条の2及び厚生年金保険法施行規則第10条)

令和　1　年　7　月　5　日

東京薬業企業年金基金　理事長あて

住所　103-0024　東京都中央区日本橋小舟町〇ー〇

氏名　東薬　夏子　　電話　〇〇ー〇〇

「支払基礎日数17日以上の月の報酬月額の総計」を、支払基礎日数17日以上の月数で割った額を記入します(1円未満切り捨て)。なお、パートタイマーと短時間労働者は、必要な支払基礎日数が異なります。

加入者欄

①加入者番号・整理番号	健保		年金	1234	基金	999999	②個人番号[基礎年金番号]					
③加入者氏名	(フリガナ) トウヤク		ナツコ		④加入者生年月日	5.昭和 7.平成	年 62	月 10	日 25			
	(氏) 東薬		(名) 夏子									
⑤子の氏名	(フリガナ) トウヤク		フユオ		⑥子の生年月日	7.平成 9.令和	年 29	月 10	日 13	⑦育児休業等終了年月日	7.平成 9.令和	年 31 月 04 日 12
	(氏) 東薬		(名) 冬男									

⑧給与支給月及び報酬月額	支給月	給与計算の基礎日数	㋐通貨	㋑現物	㋒合計	⑨総計	
	4 月	9 日	75,000 円	0 円	ー 円		460,000 円
	5 月	30 日	230,000 円	0 円	230,000 円	⑩平均額	230,000 円
	6 月	31 日	230,000 円	0 円	230,000 円	⑪修正平均額	円

⑫従前標準給与月額	健保	厚年	⑬昇給降給		⑭遡及支払額	遡及支払額	⑮改定年月	
	260 千円	260 千円	月			月　円		01 年 07 月

⑯給与締切日支払日	締切日	支払日	⑰※決定標準給与月額	健保	厚年	⑱備考
	日	当月 翌月 日		240 千円	240 千円	

⑲月変該当の確認	育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて、産前産後休業を開始していませんか。	該当する場合は✔してください ✔ 開始していません	※育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、この申出はできません。

※は記入しないでください。

○　育児休業等終了時給与月額変更届とは

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」による満3歳未満の子を養育するための育児休業等(育児休業及び育児休業に準ずる休業)終了日に3歳未満の子を養育している被保険者は、一定の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくても、育児休業終了日の翌日が属する月以後3か月間に受けた報酬の平均額に基づき、4か月目の標準給与月額から改定することができます。

ただし、育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、この申出はできません。

各月の給与の合計額を記入しますが、必要な報酬支払基礎日数17日に満たない月があれば、その月は記入しないで横棒を引いておきます。
休業終了日翌日の属する月から起算しますので、3月31日終了の場合は、4月～6月の報酬月額を記載し、7月改定となります。なお、パートで17日以上の月が無い場合は、15日以上17日未満の月で計算し、短時間労働者は11日以上の月で計算します。パートタイマーのみ通常の月変(3か月連続で支払基礎日数17日以上必要)とルールが異なりますので、注意が必要です。